

展示のご案内

我が国におけるアイヌ民族の存在とその人権について、予てより議論されてきたことは、ご承知のとおりです。1965 年国連で人種差別撤廃条約が採択され、我が国においては1995 年に批准されました。また2007 年には「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されましたが、それらの趣旨は必ずしも徹底せず、国連でもしばしば指摘されてきたところです。

この間、関係者のご尽力により、先住民族の権利と人権に対する認識も広がりはじめ、2019年アイヌ施策推進法が成立しました。奈良県内に於いては、平素アイヌの人々との交流が希薄なこともあっ

て、アイヌの人権に関する基本認識が充分ではありません。そこで、私たちはこの問題を共に 学ぶ機会として、将来にわたり多文化共生の一助となるよう、この度、巡回展「先住民族アイヌは、 いま」を開催することと致しました。

展示の趣旨をご理解戴き、ご参加・ご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

先住民族アイヌのいまを考える会 委員長 淺川 肇

展示期間と場所

2021年4~10月

※ 会場等、詳細は裏面に。

主 催 先住民族アイヌのいまを考える会

事務局 〒633-0067 桜井市大福 241-10 和田事務所内 南浦 ☎/FAX 0744-43-0686 Mail info@wada-keiji.com

巡回展「先住民族アイヌは、いま」、HP はこちら。



後 援

奈良県/奈良県教育委員会/奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会/ヒューライツ議員団/桜井市・宇陀市・三宅町・河合町・大和高田市立図書館/水平社博物館/大阪人権博物館/先住民族アイヌの声実現!実行委員会/メノコモシモシ/部落解放同盟奈良県連合会/奈良県人権教育推進協議会/奈良県人権教育研究会/奈良県外国人教育研究会/多文化共生フォーラム奈良/奈良平和フォーラム/奈良―沖縄連帯委員会/在日本朝鮮人総連合会奈良県本部/アイ女性会議なら/差別をなくす奈良県宗教者連帯会議/奈良人権部落解放研究所



は

いま

I. アイヌの起源と文化の形成

アイヌモシリには現在もアイヌ語由来の地名が数多く残っています。

日本に稲作が伝わると農耕を中心とする弥生文化が本州全域に広がりましたが、自然資源に恵まれたアイヌモシリでは土器を使用し、漁狩猟や採取を生業とする続縄文文化が継続されました。

7世紀になるとアイヌモシリ独自の擦文文化が全域に広がり、12世紀から 13世紀にかけてアイヌ文化が成立したと考えられています。

◇アイヌ民族と蝦夷



湧別町の川西遺跡から出土した牙製のクマ像《網走市立郷土博物館所蔵》

蝦夷とは古代の東北地方以北に居住していた人々のことで、平安後期からエゾと呼ばれました。

古代蝦夷の主な居住地であった東北地方は北方世界と南方の和人世界との境界領域で、東北地方南部(現宮城・山形・新潟)は和人と同質の文化、東北地方北部(現青森・秋田・岩手)は和人・北方両系統の文化を併せ持った文化を形成しました。また、北海道では本州文化の影響を受けつつも独白の擦文文化が形成され、この文化がアイヌ文化につながっていったと考えられています。

◇アイヌ民族の起源



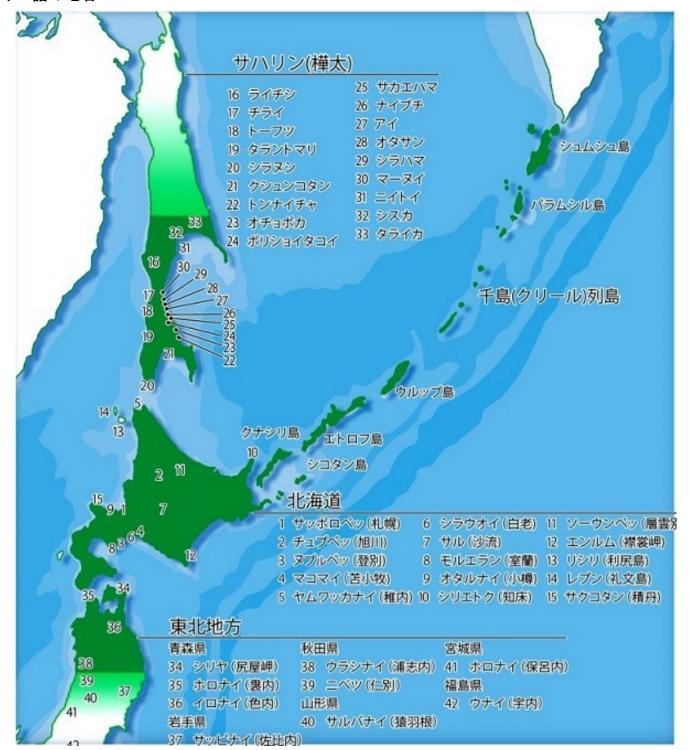
擦文時代前期の十器《泊村教育委員会所蔵》

東北・北海道で北日本型といえる新石器文化が存在していました。

この文化は、三内丸山遺跡(青森)を代表とする円筒式文化圏、ストーンサークル(中部・東北・北海道)、亀ヶ岡文化圏(青森中心)などです。

こうした北日本の文化が、原アイヌ文化である続縄文文化、擦文文化とつながります。

◇アイヌ語の地名



北海道や東北、またサハリン(樺太)、千島(クリール)には、アイヌ語の地名に由来するものがたくさんあり、アイヌ民族が先住していたことを証明しています。

しかし、移住してきた和人がアイヌ語の地名に日本語の仮名や漢字を強引に当てはめたため、アイヌが そこに刻印してきた生活や歴史が読み取れなくなりました。

『明治になってからは、明治政府というのは北海道の地名に無理やり漢字をあてはめて、めちゃめちゃに してしまうんですね。

・・・小樽というのはオタオルナイ=砂浜の中の沢、それをオタルというと砂の道です。

意味が全然変わるんですね。そうやってデタラメなことをやった。「旭川」というのは、元々アイヌ語でチウペツ=波立つ川という地名です。それを永田方正というデタラメな奴が聞き違いをして、チュクペッ=太陽川、日の出る川、旭川となった。』

(川村シンリツ・エオリバック・アイヌ・川村カ子トアイヌ記念館館長)

Ⅱ. 近世のアイヌ民族と和人の戦い

津軽海峡を挟む両域は、古くから人々の往来が盛んで、物資の流通ルートとして栄えていました。

15世紀以降、渡島半島南部を中心に和人勢力が強まると、やがてそれは抑圧へと変わり、さらに交易上の摩擦も重なり、アイヌ民族の生活を圧迫しました。

この支配に対し、コシャマインの戦い(1457年)、シャクシャインの戦い(1669年)、クナシリ・メナシの戦い(1789年)などでアイヌは抵抗しますがだまし討ちなどに遭い、いずれも敗退しました。その結果、和人の支配下に入り、近代を迎えます。

◇アイヌ民族の交易

15世紀頃、アイヌ民族は漁狩猟や植物 採取を主な生業とし、交易をおこなって いました。「蝦夷地」からは昆布・干サケ・ ニシンや樺太を経由した中国産の絹の着物 が本州に移出され、本州からは米・鉄製品・ 漆器・酒などがもたらされました。また、 アムール川流域の住民(山丹人)や北方の人々 とも交易をおこない、熊や鹿、海獣類の毛皮 が本州やそれらの地域に移出されており、 生業としての漁狩猟は交易品確保に重要な 役割を果たしていました。

このようにアイヌ民族は、交原品の生産者 であり、本州と北方との仲介者でもありました。



アイヌが生業としてきたサケ漁《『蝦夷島奇観』より 東京国立博物館》

◇アイヌ民族と松前藩

1456年、鍛冶村(現函館市)で起きたアイヌ少年の殺害を機に翌年、コシャマインが戦いをおこしましたが、武田信広に殺害されました。

武田はこの功績で蠣崎家(後に松前氏と改称)を継ぎ、アイヌ民族の交易を松前藩に限定し、経済基盤 を固めていきました。

アイヌ民族は、徳川家康から独占権を保障された松前藩と交易することになりますが、交易品に必需品が含まれ、さらに酒は神への贈りものとして尊ばれたため、意欲的に交易をおこないました。

しかし、松前藩や和人商人の悪徳な交易による収奪で、アイヌ民族の生活は苦しめられました。



「日高アイヌ・オムシャ之図」《函館市中央図書館所蔵》

オムシャは交易の挨拶儀礼だったが、次第にアイヌを支配する行事へと変わっていった。

◇シャクシャインの戦い

松前藩が、アイヌと和人の居住地を「蝦夷地」「和人地」 と区分し、「蝦夷地」に交易の場を設置すると、アイヌは、 自由交易を禁圧され、交換比率も変更されるなど極めて不 利な交易を強いられました。

さらに、「蝦夷地」に侵入した和人の鷹猟や砂金採取場の開発により、鷹猟の権利を奪われるとともに、河川の破壊により鮭漁に大きな被害を受け、経済と生活は徹底的な打撃を受けました。これに対しアイヌは、シャクシャインを中心に戦いましたが、幕府の加勢と松前藩の謀略により敗北しました。その後、藩主への御目見が強要され、政治的支配が強化されました。

<シャクシャイン像の再建について>

経年劣化の修復が求められていたが、新ひだか町は2018年にシャクシャイン像を解体した。シャクシャイン顕彰会が復刻事業に取り組み2020年10月に落成式が行われた。今後、新しく建設される施設に設置される予定です。



再建されたシャクシャイン像 (新ひだか町 2020年)

◇クナシリ・メナシの戦い



18世紀後半、本州での漁獲物の需要が高まり、本州から来た商人が漁業経営をおこなうようになりました。

生産者であったアイヌはその漁場で厳しい 労働に従事させられるようになり、アイヌ女 性は性暴力も受けました。

この過酷な扱いに対するクナシリとメナシ のアイヌ民族の戦いは、アイヌ民族の首長た ちの説得で収拾しましたが、和人を殺害した

37人のアイヌが処刑されました。

この後、幕府は、アイヌ民族の居住地が日本領であることをロシアに示すため「蝦夷地」全域を直轄とし、その政策下におかれたアイヌ民族は、日本語の使用や風俗の和風化を求められました。

「同地では、アイヌが十六、七歳になると男女の差別もなく国後島、利尻島などに連行して働かせ、娘は番人や和人漁夫の妾とし、夫があれば夫を遠くの漁場にやって思うままにする。男のアイヌは昼となく夜となくこき使って、堪えられず病気にかかれば雇倉というところに放置して、一さじの薬、一杯の飯も与えずにおき、身寄りの者が食物を運んでやるだけである。

このため、いったん病気になればその日から餓鬼道の責めくを受けて、大抵は飢えのために命をおとしてしまう」

『近世蝦夷人物誌』松浦武四郎

皿. 日本の近代化とアイヌ民族の誇り

アイヌモシリは 1869 年から強制的に北海道と呼ばれ、国境内植民地となり、アイヌ民族は独白の生活慣習を禁止され、日本国民化を強制されました。

「北海道旧土人保護法」はアイヌ民族の保護と救済を名目としましたが、アイヌ民族を「旧土人」と差別的に位置づけたため差別をより強めました。

大正デモクラシーが高揚すると、アイヌ民族も差別に抗議し、自立の道を模索し始めました。

1970~80年代になり、民族の尊厳と先住民族としての権利回復を求める活動が続けられた結果「アイヌ文化振興法」が制定されました。

◇近代国家による同化政策

函館で戊辰戦争を終結させた政府は、1869年に開拓使を設置し「蝦夷地」を北海道と改称し、クナシリとエトロフの二島を「千島国」として、かつての「松前・蝦夷地」全域を日本国の領域に編入しました。 さらにアイヌ民族は、1871年に政府が定めた戸籍に登録され、同化を強制されました。

これらの政策により、アイヌ民族は土地を奪われ、伝統的民族文化や風俗を権力により一方的に禁止され、日本国民化を余儀なくされました。



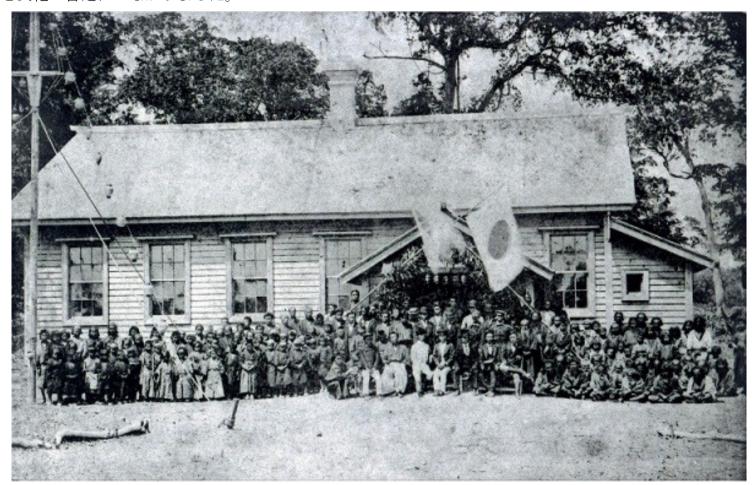
樺太アイヌの強制移住《写真提供:北海道大学附属図書館》

1875年の「樺太・千島交換条約」の締結により、樺太アイヌは北海道に強制移住させられた。 生活基盤を破壊され、民族としての生き方を否定されたアイヌ民族の生活は困窮していった。

◇権利を奪われたアイヌ

政府は、北海道に移住してきた和人に優先的に土地や漁猟権を与え、一方アイヌ民族には山野の狩猟にも大きな制約を加え、さらにアイヌモシリを収奪しました。これらの政策により権利を一方的に奪われたアイヌ民族は、生活を営むことさえ困難になりました。

そのため政府は、1899年にアイヌ民族を保護すべき対象とし、救済名目で「北海道旧土人保護法」を制定しましたが、農業や日本語の強制、戸籍編入の際の日本名の強制などはアイヌ民族の伝統的な生活様式と文化の否定につながりました。



石狩国札幌郡対雁旧樺太アイヌ教育場の開校式《写真提供:北海道大学附属図書館》 漁労民族だった樺太アイヌは、開拓使に農業を押しつけられ、慣れない開墾に失敗し、生活苦に陥った。

◇「アイヌ文化振興法」の制定

戦後、人権が尊重される『日本国憲法』が公布されましたが、アイヌ民族の生活は困窮し差別は強まるばかりでした。

そのため北海道ウタリ協会(当時)は、1984年、アイヌ民族としての権利回復を前提に、差別の撤廃、 民族教育と文化の振興、経済的自立対策など、問題解決のための抜本的政策「アイヌ民族に関する法律」 を求める決議をしました。

そして 1997 年「アイヌ文化の振興並びにアイヌ民族の伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(「アイヌ文化振興法」)が成立しましたが、この法律は文化振興に限定されていて、生活の向上や先住権の問題など重要な課題が残りました。



先住権を求めて

2007年に「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されて、日本も賛成するが、政府のアイヌ政策の 見直しにおいて先住権は無視されており、2011年2月、院内集会で旭川と首都圏のアイヌ民族が中心となって国会議員に働きかけた。



「アイヌ政策について考える アイヌ民族と国会議員の集い」の様子

Ⅳ. アイヌ民族の生活

厳しい自然とともに生活するアイヌ民族は、山野、河川、海洋での漁狩猟や植物採取で生計を立てまし た。

アイヌ民族は、漁狩猟で得られた海鮮類や魚類、動物を食用にしただけではなく、その皮や樹木から採 取した繊維を利用し、衣服、靴、物入れなどを製造しました。また、千島地方では鳥類も衣服の材料とな りました。

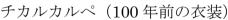
和人から栽培技術が伝播すると農耕もおこなわれるようになりました。

◇よそおう

ウミウ・エトピリカといった鳥類の羽毛のついた皮から鳥羽衣、クマ・シカ・キツネ・イヌ・アザラシ・ ラッコなどの皮から獣皮衣、サケ・マスの皮から魚皮衣をつくりました。

また、オヒョウ・シナノキ・ハルニレなどの木の内皮からとった繊維を繊ってつくった樹皮衣のアット ゥシや、イラクサからつくった草皮衣のテタラペを着用しました。江戸前期になると木綿衣も着られるよ うになりました。







チカルカルペ(100年前の衣装) アットウシ(製作 澤井幸子)《写真提供:多原良子》

◇たべる

冬のわずかな期間を除いて採取・捕獲した四季折々の食糧を、冬期や飢饉に備えました。山菜類や内臓をとったサケは天日で乾燥し、鳥獣肉類は煮てから乾燥させて燻製にし、その多くをプ(足高倉)に貯蔵しました。

農耕では、ヒエ・アワ・キビ・ムギ・ソバなどに加えて江戸後期には和人の影響を受けて、ジャガイモ・ダイコン・カボチャなどを栽培しました。それらを使った食事はオハウ・サヨ・ラタシケプなどの日常食とされ、儀礼や祝祭の日には、チサッスイエプ、それを焦がしたスウケプ、シトなどの特別料理が加えられました。





⇒ ラタシケプ、チポロイモ、牛トピロのおひたし

アイヌ民族料理店「harukor (ハルコロ)」[店主・宇佐照代/東京・新大久保]の店内とアイヌ料理首都圏のアイヌ民族の交流の場であり、アイヌ文化発信の拠点となっている。

◇すまう









作り方 《写真提供:川村カ子トアイヌ記念館》

アイヌ民族は食糧となるサケや飲み水を手に入れやすい河川の流域にチセを建て、コタンを形成して生活しました。

チセでは炉が中心に据えられ、家族が座る場所や客席が決まっていて、入口に対面する窓は神々が出入りする窓として大切にされました。

男女とも 15、6 歳で頭髪を整えられ、女性は口と手腕に入れ墨を入れられると結婚することができましたが、結婚すると新たにチセを建てて住まなければなりませんでした。

チセは、家の主人が亡くなると副葬品として焼かれ、死者とともに送られました。

Ⅴ. アイヌ民族の文化

近代以降、アイヌ民族は、民族固有の文化を否定され、信仰の自由を奪われ、社会の偏見にさらされてきました。

しかし、アイヌ民族は厳しい社会の変化にも対応し、アイヌ民族の伝統文化を絶やすことなく継承してきました。

金成マツ、知里幸恵などがユカラを文字にして世に紹介し、違星北斗やバチラー八重子などが文芸活動を通してアイヌ民族としての自覚や誇りを求める活動を広げました。

◇アイヌ語

アイヌ語はアイヌ民族が使用した独自の言葉です、「シシャモ」「ラッコ」「トナカイ」や北海道の地名などに多く使用されています。

近代以降の同化政策によりアイヌ語が否定され、日本語使用を強制された結果、話せる人も少なくなってきました。

現在では、アイヌ語教室が各地で開かれ、アイヌ語講座がラジオで放送されるなど、アイヌ語継承の活動が行われています。

葛野辰次郎エカシ(1910-2002)は、 祖先から受け継いだアイヌ語、伝統的 民族文化の知識をノートに記述して残し、 アイヌ語の祈り言葉などを自ら書き綴っ たものをまとめた著書『キムスポ』 I ~ Vが残されている。





葛野エカシは、伝統に則ったカムイノミを行える数少ない伝承 者でありウタリから尊敬された。ご子息の葛野次雄さん(写真右) とお孫さんの葛野大喜さん(写真左)は、それを継承する活動を 行っており、お二人ともラジオのアイヌ語講座の講師も務めた。

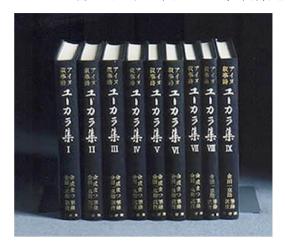
《写真提供: 葛野次雄(静内アイヌ協会会長)》

◇ユカラ

アイヌ語で表現された物語や伝説、歌は、口承によって語り継がれました。

節を付けて語られるカムイユカラやユカラ、節を付けないウエペケレなど、親が伝えた物語には北方諸 民族との闘いを伝えるものや、自然のなかで生きていく知恵、自然を上手く利用する方法が盛り込まれ、 子どもは物語を聞くことで、自然との共存を学ぶことができました。

アイヌ民族は文字の代わりに、言葉を巧みに使うことでその豊かな表現を愉しみました。





ユカラの伝承者・金成マツ(写真右)は、母モナシノウクの伝承するユカラを受け継ぎ、それをローマ字で筆録したノート約 160 冊を、金田一京助と甥の知里真志保に残した。その一部は金田一の訳注を付して「アイヌ叙事詩ユーカラ集」9巻(1959-66)として出版された。

養女で姪の知里幸恵(写真左)は「アイヌ神詣集」の作者。

◇リムセ

踊りの種類は、神々への祈りを表したり、豊漁猟を祈願したり、悪い神を追い払ったりとさまざまですが、そのほとんどは女性が主となり踊るものでした。

踊りには白分たちが楽しむだけでなく、喜びや悲しみを神々と分かち合うという意味もあり、日常生活においても重要な役割を担いました。

アイヌ民族の伝統舞踊は北海道各地に組織された保存会が伝承し、そのほとんどが国の重要無形民俗文 化財に指定されています。



チノミシリカムイノミ

「旭川の西にある、今は『嵐山』と呼ばれるアイヌの祈りの山。コタンの平和と幸福を願い毎年ここに集う旭川のアイヌ」(川村力子トアイヌ記念館 HP より)



先住民族アイヌからのメッセージ「アイヌモシリと首都圏を結んで」〔東京 2009年〕

Ⅵ. アイヌ民族の神々

アイヌ民族は、火や水・風・雷といった自然、クマやトリカプトなどの動植物、船や鍋などの道具など、「自分たちの力が及ばないもの」あるいは「自分たちに役立つもの」をカムイとし、祈りをささげ、さまざまな儀礼をおこないました。

儀礼により丁重に送られた神は再び人間に恵みをもたらし、逆に恩恵を受けたものを粗末に扱ったり、 送り儀礼を怠ったりすると、飢饉や伝染病など人間に災いをもたらすと考えられました。

近代以降、同化政策によって伝統文化が禁止され、これらの儀礼の実施は困難になりましたが、近年、 アイヌの儀礼が復興されています。

◇カムイモシリ

神はいつも東の上方にあるカムイモシリで、人間の姿をし、人間と変わらない生活をしていると考え、そこからサケなどの食糧を降ろし、また、自ら動物や植物に姿を変えて人間に食糧や日用品をもたらすと考えました。

日々の平穏な生活は、神々がもたらす食糧やその守護に保障されていると考えたので、家族やコタンの 平和を祈り、神々への感謝を示すために酒や干鮭など、神が喜ぶものを儀礼で供えました。



ヌササン (祭壇) のイナウをほどき、 ヌササンカムイノミを始める。 《写真提供・川村力子トアイヌ記念館》



チセの中でのカムイノミ (神に祈る儀式) 《写真提供・川村カ子トアイヌ記念館》

◇イオマンテ

イオマンテはアイヌ文化を代表する儀礼で、クマの霊送りをさします。

クマは肉と毛皮を土産に人間の世界に遊びに来る山の神の化身と考えられ、食糧をもたらしてくれた神 への感謝の言葉と再来を願う祈りを捧げ、神々の世界へ送り返します。

生活が自然条件に左右されるアイヌ民族にとって、安定した食糧確保は最重要で、アイヌは人間が生活していく上で必要な全てのものを神格化し、神と共生することで恒常的な食糧の確保を願ってきました。

送り儀礼にはアイヌ文化の要素が凝縮され、アイヌ民族の世界観が表されています。



エペレアイ (花失)を射る

花失は子どもから青年年長者と順に射る。花屋の矢尻は短く、太めなのでほとんど刺さらない。 カムイ(熊神)を暴れさせ、十分に楽しませ、遊ばせるという目的がある。



マラットカムイノミ (熊の霊への祈り)

アペフチカムイ (火の神) への報告の祈りをした後、上座に安置されたマラットに祈りがささけられる。 ※写真はいずれも『イヨマンテー上川地方の熊送りの記録』《小学舘・1985 より転載》

Ⅷ. アイヌ民族の貧困と差別

(2017年アイヌ生活実熊調査より)

アイヌ民族は、あらゆる命と同じく人間も自然のなかで生かされていること、また、大地を含め自然は誰のものでもなく生きる場であることを原理に、イオル(狩場)を定め、狩猟や漁労、採取によって生活を営んできました。しかし、15世紀以降の和人の侵略によって、アイヌ民族の土地は奪われ、その生活と自然が破壊されていきました。

日本政府による「蝦夷地」の領土編入によって、和人による土地取得や、移住民の急増が進み、アイヌ民族は生活圏の狭小化、貧困化、文化の破壊など、多くの問題を抱えることとなりました。

1899 年の「北海道旧土人保護法」は、和人の移住の妨げになるアイヌ民族に「給与地」(所有権制限)を付与して土地に縛り付け、また就農を促して同化を強要しました。以降、1974 年から始まった「北海道ウタリ福祉対策」、1997 年の「アイヌ文化振興法」でも差別や貧困、格差は放置されたままとなりました。

そのことは 2017 年のアイヌ生活実態調査にも如実に表れています。所得や農・漁業の経営規模における格差、大学進学率の格差などにおいて、多くのアイヌ民族が貧困を強いられていることを如実に示しています。

また、学校でのいじめをはじめ、結婚や交際、職場などにおいて差別を受け、アイヌとしての誇りを傷つけられたり、アイヌであることを嫌だと感じたりしています。

◇アイヌ民族と貧困

アイヌ民族の平均年収は少なく、全道平均と比べて大きな経済的格差があります。

農家の経営規模は極めて零細で、1戸当たりの農用地面積は全道平均の14.7%、1戸当たりの家畜の飼養頭数は、いずれの家畜も全道平均を下回っています。

アイヌの商工業者は、全道と比べて小規模な事業所の割合が高く、業種では「建設業」が高くなっています。

教育には経済的理由が大きく影を落としており、奨学資金制度が進学を支えているものの、大学進学率では依然として12.5ポイントの格差があり、歴史的構造的な差別の結果、低学歴と貧困が連鎖しています。

②生活の状況 [生活保護率の状況]

区分	今回調査	前回調査	増 減
アイヌの人たち	36.1%	44.8‰	▲8. 7ポイント
アイヌ居住市町村	32,1%	33.1%	▲1. 0ポイント

※生活保護率の単位は「‰」(パーミル=千分率)

③教育の状況〔進学率の状況〕

	区分	今回調査	前回調査	増 減
高	アイヌの人たち	95.1%	92.6%	+2. 5ポイント
校	アイヌ居住市町村	98.8%	98.6%	+0. 2ポイント
大	アイヌの人たち	33.3%	25.8%	+7.5ポイント
学	アイヌ居住市町村	45.8%	43.0%	+2, 8ポイント

④就業者の状況〔15歳以上の就業者〕

	区分	今回調査	前回調査	増 減
第一次 産業	農業・林業	8.1%	9.7%	▲1. 6ポイント
	漁 業	27.8%	26.3%	+1.5ポイント
	小音	35,9%	36.0%	▲0. 1ポイント
第二次 産業	鉱業・採石業等	0.6%	0.9%	▲0. 3ポイント
	建設業	10,6%	11,2%	▲0. 6ポイント
	製 造 業	6.7%	6.9%	▲0. 2ポイント
	小 計	17.9%	19.0%	▲1, 1ポイント
第三次産業		35,3%	40.4%	▲5. 1ポイント
分類不能の産業		10.9%	4.6%	+6. 3ポイント

◇被差別の体験

問 1 物心ついてから今までの差別の状況 「差別を受けたことがある」 23.2% 「他の人が受けたのを知っている」 13.1% 「受けたことがない」 35.2%

問2 最近3、4年で差別を受けたことがある 「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」 2.5%

問3 どのような場面で差別を受けたか 「学校で」 73.1% 「結婚のことで」 27.9%

問 4 最近 3 、 4 年で差別を受けた状況 「結婚のことで」 41.2% 「職場や学校において交際のことで」 29.4%

問 5 受けた差別に対してどのように対処したか 「何も対処しなかった (出来なかった)」 18.6% 「我慢したや無視をした」 各 12.2% 「相手に抗議した (暴力での対応を含む)」 10.9%

[2017年北海道アイヌ 生活実態調査の実施結果] から

を対するに、余りあります 基本がより を対するに、余りあります 基本がより を対するに、余りあります 基本がより を記述に 不在のアイス 文化だけ を記述 みずいですると アイスでも メダル下へい ー 50 年

作:平村嘉代子

◇アイヌとしての誇り

間1アイヌとして誇りを感じる点

「アイヌの文化」 41.0%

「アイヌの歴史」 34.8%

「アイヌの偉人達」 24.2%

「アイヌの差別との戦い」 9.6%

問2アイヌとしていやだと感じる点

「アイヌ差別の経験」 29.6%

「生活水準」 27.7%

「アイヌ差別の経験」(30歳未満) 10.0%

[2017年北海道アイヌ生活実態調査の実施結果] から



Indigenous Terra Madore Asia-Pan Pacific in Ainu mosir 〜先住民族テッラマードレ アジア・環太平洋 in アイヌモシリ〜を開催。 世界の先住民族 150 人が参加。〔2019 年〕



世界最大の食の集会 テッラ・マードレ・サローネ・デル・グスト (トリノ) に アイヌ女性初参加 [2018]年 (日本)

Ⅲ. アイヌ民族の先住権の今

2019年、アイヌの人々が抱える問題の解決が期待された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が制定されました。

法律はアイヌが先住民族であることを認め、文化の保護、振興を謳ってはいるものの、アイヌ民族の自 決権、自治権、土地や領域、資源回復や補償などには触れておらず、アイヌの暮らしと誇りを立て直す内 容とはなりませんでした。私たちはアイヌ民族の歴史と現状をもっと知る必要があります。

アイヌ民族の生活・文化を奪い、差別した歴史と現状を踏まえて、アイヌの誇りと尊厳を取り戻す共生 社会の実現をめざさなければなりません。

◇二風谷ダム判決

沙流川中流の船おろしの伝統儀式「チプサンケ」が行われていた平取町二風谷にダムを建設した国に対して、1993年、土地強制収用裁決の取り消しを求めてアイヌ民族の二人の地権者が札幌地裁に提訴しました。

札幌地裁は1997年、原告の請求を棄却したものの、アイヌ民族の文化遺跡への配慮を怠った国による土地収用は違法と認定し、アイヌ民族を国連が定義づけた先住民族に該当すると判断しました。政府が認めないなか、アイヌ民族が先住民族であることやその文化享有権を認める画期的な判決で、原告も、国・建設省も控訴せず確定判決となりました。

【判決理由の骨子】

- 1 … (省略) …
- 2 国は、先住少数民族であるアイヌ民族独自の文化に最大限の配慮をなさなければならないのに、二風谷ダム建設により得られる洪水調整等の公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優先するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、本件事業認定をなしたのであるから、右認定処分は違法であり、その違法は本件収用採決に承継される。
- 3 しかし、既に二風谷ダム本体が完成し潜水している現状においては、本件収用裁決を取り消すことは公共の福祉に適合しないと認められるので、事情判決をすることとする。

◇アイヌ施策推進法の制定

2007年に「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、それを契機にアイヌ政策が見直されました。 しかし、政府は、「国連宣言」に明記された自決権(自己決定権)、土地や領域、資源の回復や補償に関しては言及せず、2019年5月にアイヌ民族を「先住民族」とし、地方自治体を主体として交付金制度を新たに導入しました。

「先住民族アイヌの声実現!実行委員会」が 2 年間にわたリ先住権を求めて政府とチャランケするなど した結果、「国連宣言」の趣旨を踏まえ 「アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよ う努めること」等の附帯決議を獲得しました。

しかし、アイヌ民族が伝統的に生業としてきた鮭の捕獲や国有林野の資源の活用などが自由にはできないことに対して、先住権の行使や訴訟などの取り組みが行われています。





道内外のアイヌ民族団体等が集まり、アイヌ新法に先住権を明記することを求める院内集会。 〔2018 年 主催・先住民族アイヌの声実現!実行委員会 撮影:宇井眞紀子〕

◇「人骨標本」にされたアイヌ遺骨の返還を

19世紀後半から20世紀前半にかけて、植民地主義を正当化する研究(頭骨の計測などで人種に優劣を付ける形質人類学など)が始まり、先住民の遺骨や副葬品が多数盗掘されました。そして優生思想や帝国主義が高まり、ジェノサイドや世界大戦へとつながりました。

日本でも 19 世紀末から東京大学・小金井良精教授、京都大学・清野謙次教授らによってアイヌ民族の墓が暴かれ、遺骨の大量盗掘が行われました。そうした研究が 1934 年に「国策研究」になると、北海道大学・児玉作左衛門などにより、タガがはずれたように盗掘がエスカレートしました。

また琉球、台湾、朝鮮でも多数の遺骨が盗掘されました。アイヌの遺骨は、2007年国連での先住民族の権利が採択された後、近年、裁判により一部の遺骨が杵臼、浦幌、紋別、旭川のコタンに返還され再埋葬が実現しました。

しかし、大半の遺骨は白老の民族共生象徴空間(ウポポイ)に留置されており、アイヌ民族は政府・学術界に遺骨返還と謝罪を求める取り組みを進めています。





2016年7月 杵臼でのアイヌ遺骨の再埋葬

◇「アイヌモシリ植民地化」により奪われたサケ漁

2019年9月に催されたカムイチェプノミで、紋別アイヌ協会畠山敏会長らは、河川で2匹のサケを獲って供えました。その行動が、2020年2月25日、水産資源保護法違反とされ、ふたりは書類送検されました。

明治政府はアイヌ民族の土地と漁業権などを奪い、和人のサケの乱獲によって資源が枯渇しそうになると、アイヌ民族のサケ漁を禁止して飢餓・餓死に追い込みました。

畠山さんらアイヌ民族は「サケを捕獲する権利は、先住民族であるアイヌ民族の権利」と訴え、侵害され続けている先住権を回復するために行動しました。

サケ漁は「先住民族の権利に関する国連宣言」に明記された先住民族の権利にほかなりません。2020年8月に浦幌町の「ラポロアイヌネーション」が札幌地裁に、サケ漁がアイヌの先住民族の権利だと初めて提訴しました。



カムイチェプノミ《写真提供・紋別アイヌ協会》



先住権の行使-サケを捕獲する畠山さん

◇アイヌへの差別・排外に抗して

アイヌ政策の見直しがきっかけとなって、2014 年当時自民党の金子快之札幌市議が、「アイヌ民族はいない。アイヌ利権を許さない」とツイッターに書き込みました。

多くの批判が寄せられましたが、その後、北海道だけでなく、全国各地でヘイトスピーチが繰り返されるようになりました。

市議会は辞職勧告を自民党以外の会派で決議を行い、その後自民党からも除名されました。

2016年に「ヘイトスピーチ対策法」ができ、2019年には「アイヌ施策推進法」が施行されましたが、ネット上や街頭でのヘイトスピーチが今も繰り返されています。

北海道大学の落合研一准教授が明治政府の同化政策や廃止された「北海道旧土人保護法」を肯定する差別講演を行ったりしました。これらに対して、一つ一つ抗議する活動が取り組まれています。

アイヌ民族に対する確かな歴史を学び、アイヌ民族の先住権を認め、アイヌの尊厳がまもられる多民族 共生の社会が求められています。



先住民族アイヌの権利回復・審議会設置、「在日」、沖縄、あらゆる差別の撤廃を求めて、国会周辺でのデモ〔2011年2月〕《写真提供:アイヌ・ラマット実行委員会》

◇「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 (一部抜粋)

2007 年の国連総会で採択された「国連宣言」は、先住民族の自決権(自己決定権)、自治権、土地や資源に対する権利、教育の権利などを提示するとともに、先住民族は自身の文化や伝統を維持し、自身の願望に従って開発を進める権利を有していることを強調しました。

さらに「国連宣言」は、先住民族自身が構想する経済社会を追及する権利をも促進しています。

これらの先住民族の権利が主体的かつ正当に行使できるよう、国家には法的承認を含めあらゆる措置や施策を講じることが求められています。

日本もこの宣言に賛成し、翌年アイヌ民族を先住民族と認めました。

第3条【自己決定権】

先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定 し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

第4条【自治の権利】

先住民族は、その自己決定権の行使において、このような自治機能の財源を確保するための方法と手段を 含めて、自らの内部的および地方的問題に関連する事柄における自律あるいは自治に対する権利を有する。 第12条【宗数的伝統と慣習の権利、遺骨の返還】

1. 先住民族は、自らの精神的および宗数的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨の返還に対する権利を有する。

第14条【教育の権利】

- 1. 先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独白の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。
- 2.先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。

第26条【土地や領域、資源に対する権利】

- 1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
- 2.先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。

【市民外交センター仮訳 2008 年7月31日 改訂 2008 年9月21日】

◇「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(一部抜粋)

2019年4月公布。日本が初めてアイヌ民族を先住民族と規定した法律。

アイヌ文化の振興には触れていますが、先住民族の主体性を尊重するとして「国連宣言」が認めた権利である自決権(自己決定権)、土地や領域、資源回復や補償などには言及していません。

日本が 2007 年に「国連宣言」に賛同し、翌年6月にアイヌ民族を先住民族と認める決議をしたのは、 2008 年7月に開催を控えていた北海道でのサミット直前のことでした。

(目的)

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、(中略)アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

(基本理念)

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

- 2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。
- 3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

◇首都圏(道外)のアイヌ民族

首都圏には5千人から1万人のアイヌ民族が居住していると言われています。

ところが、政府・北海道のアイヌ民族に対する従来の福祉対策は、 北海道に居住するアイヌ民族だけが 対象とされ、道外は切り捨てられてきました。

また北海道では 144 の生活館 (ウタリ福祉対策) が設置されていますが、首都圏では 50 年間要求し続けても未だに設置されていません。

そうした中でも、関東ウタリ会、東京アイヌ協会、ペウレ・ウタリの会、レラの会というアイヌ民族 4 団体が、孤立しがちなウタリ(同胞)の拠り所となり、伝統文化の継承や先住民族としての権利回復に向けて活動しています。



「先住民族の権利に関する国連宣言の採択」を受けて



開拓使仮学校土人教育所(東京)への38人の強制連行や、また、北海道を離れ関東で亡くなったアイヌを思い、アイヌプリ(アイヌの作法)で毎年開催される 「東京イチャルパ」(先祖供養)〔東京・芝公園〕

◇アイヌ女性のエンパワメント

和人の移住の際に、松前藩は和人女性を北海道にいれず、それを発端としてアイヌ女性の妻妾化が暴力的に進められ、戦後も越年婿の対象とされました。また和人社会の家父長制や男尊女卑の考え方が、アイヌ社会にも浸透しました。

そうした複合差別に呻吟する中で、2003年にアイヌ女性が初めて国連女性差別撤廃委員会での日本政府報告審査会に参加し、翌年にはマイノリティ女性(アイヌ女性)の実態調査を行うなど複合差別を撤廃する活動を開始しました。

その活動の中で、モノが言えなかったアイヌ女性たちのきずなが深まり、2017年には初のアイヌ女性組織「アイヌ女性会議ーメノコモシモシ」(代表・多原良子)が設立され、2020年には一般社団法人メノコモシモシへと発展して、アイヌ女性のエンパワーメントが発揮されエネルギッシュな活動が行われています。



2017年4月23日「アイヌ女性会議-メノコモシモシ」の設立総会

区. 先住民族アイヌの声を発信した人たち

◇社会、政治



野村 義一 (1914年—2008年)

白老コタンに生まれる。1930年に白老尋常小学校を卒業。 学校給仕、白老漁業会等で働き、1949年白老漁業会専務理 事に就任。1955年、白老町議会議員に初当選、以後7期 28年務め、1964年、北海道ウタリ協会理事長に就任し、 1996年の退任まで国連活動などにも参加。1992年、国連 本部での「国際先住民年」の開幕式典で、先住民族代表と して演説を行った。



萱野 茂 (1926年—2006年)

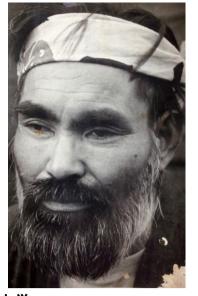
二風谷コタンに生まれる。二風谷尋常小学校を卒業後、造林業、山仕事に従事。1970年代から文筆活動を行い、『ウウエペケレ集大成』『萱野茂のアイヌ語辞典』などを執筆。1975年に平取町議会議員に初当選し、1981年に二風谷アイヌ文化資料館館長となる。1994年、アイヌ民族初の国会議員となり、アイヌ文化振興法成立に貢献する。二風谷ダム訴訟の原告でもある。

◇文化



知里 真志保 (1909年—1961年)

現登別市に生れる。金田一京助の勧めで旧制第一高等学校、東京帝国大学文学部に進学し、アイヌ語研究の道に進む。 1940年、樺太庁立豊原高等女学校の教壇に立ち、1947年から北海道大学の教員となり、1958年3月に同大学文学部教授となる。アイヌ民族の立場から『分類アイヌ語辞典』 『地名アイヌ語小辞典』等を著す。アイヌ民族の知性の象徴的人物。



◇文学



山本 多助 (1904年—1993年)

釧路市春採コタンに生まれる。10代からアイヌ民族と周辺 北方民族との関りを研究。1957年に「アイヌ・モシリ」を 発刊以来、著書は多数。和人による「開拓」を侵略行為と みなし、厳しいアイヌ差別と対峙して、「どっこいアイヌは 生きている」「アイヌ民族のことはアイヌの手で」と民族の 解放を訴え、多くのアイヌウタリの精神的支柱となった。

バチラー八重子

歌人。1884年現・伊達市有珠町に生まれる。本名は向井フチ。後に向井八重子と改名。7歳で英国聖公会伝道師ジョン・バチラーにより受洗。後、バチラーの養女となり、平取などで伝道。アイヌ民族の解放を激しく詠んだ歌が多い。1962年京都にて客死。77歳。歌集『若き同族に』初刊1931年。



違星 北斗

歌人。1901年現・余市市に生まれる。本名は瀧次郎。アイヌの復興はアイヌの手によってせねばならない、という確固たる信念のもとに活動。1925年、東京に職を得たが、1年半後、「アイヌー貫同志会」を結成。並行して新聞や歌誌などに短歌を発表し続けた。1929年志半ばにして、死去。27歳。没後「違星北斗遺稿コタン」が発行。二風谷小学校に歌碑が建てられた。

X. アイヌ民族の民具と衣装

アイヌのカムイ(神)は地域や個人によってその捉え方は異なります。カムイは人間の力の及ばないもの、人間の役に立つものなどであると考えられ、動植物や自然現象、病気、生活用具など様々なカムイが存在します。カムイに祈る時は木幣や酒、団子や千したサケなどの食べ物と一緒に感謝の祈り言葉を捧げます。

◇民具

イナウ

イナウはアイヌがカムイを祀る時に用いるもので、ミズキやヤナギを削って作ります。また、ある種のイナウはそれ自身が神の憑代(よりしろ・神霊が依り憑く対象物)、つまり神体として祀られることがあります。



ポンストゥイナウ(小さい柳で作ったイナウ) (上の写真の1~4) 四本一組にして、農業神、森の神、狩猟神、 水の神の四神に計16本捧げられます。



チセコロカムイ (家の守護神)

新しく家を瑞てた際に屋内を守る神の憑代として 屋内の北東隅の上座に安置します。



イナウケマキリ(イナウを作る小刀) イナウを削るための道具です。手前に引きながら木を削ります。刃の 先端の木片は小刀の横滑りを防ぎ、刃の位置を決める定規のような 役目をします。この木片があるため削り花はカールしながら削れて いきます。





トゥキ(杯)オユシベ(受け台)

交易で手に入れた漆器です。神を祀る際はトゥキに酒を入れて捧げます。清酒、あるいは稗などの穀物を自分たちで醸造して作った酒などが用いられました。



イクバスイ (棒酒箸)

トゥキに入った酒にイクバスイの先端を浸し、 イナウに酒の雫を垂らして祈りを捧げます。 イクパスイはアイヌの言葉をカムイに伝える道具 です。イクパスイの先端の裏側に三角の窪みを入 れる地域もあります。それらの地域では窪みはイ

クバスイの舌あるいは心臓を表し、窪みのないものは舌と心臓が無いので魂を持つ生き物とは見なされず、 話す事ができないと考えられています。



上の写真のイクバスイを裏返したもの。先端に三角の窪みが入っている

※本文中のアイヌ民具はいずれも平取町立二風谷アイヌ文化博物館所蔵

参考文献: 萱野茂 1998『アイヌの民具』、久保寺逸彦 2001『アイヌ民族の宗教と儀礼 久保寺逸彦著作集 1』、藤村久和 1982『小学館創造選書 56 アイヌの霊の世界』、北海道立アイヌ民族文化研究センター 1999『ポン カンピソシ5』

◇衣装





アイヌ民族の女性が儀式で正装するときに身に付ける。 タマサイ(玉輪)【左】: 通常の儀式で身に付ける シトキのあるタマサイ【右】: 重要な宗教的儀式の際 に身に付ける。



マタンプシ

本来、髪の乱れを防ぐ「鉢巻」。男性のみ刺繍を していたが、現在では儀式の際に男性はサパン ペ、女性がマタンプシを着用することが多い



チンヂリ

木綿衣の4種類の内の1つ。他にチカルカルペ、カパリミ、ルウンペがある。



エムシアツ 肩からかけた帯にエムシ(宝刀)を吊り下げて身に付けます。儀式の際に使う。













A: サパンペ B: ルウンペ 儀式のときに男性がかぶるもので、ヤナギやミズキを削ったもので作る 木綿衣の 4 種類 の 内 の 1つ。

C: テクンペ

手にはめる。

D: ホシ

脛(すね)につける。狩りや農作業、儀式の際に身につける。

現代的なアイヌヘイト

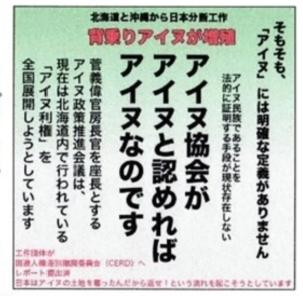
民族性の否定(同化主義)

- ①アイヌはすでに固有の言語や文化を失い、同化しているのでアイヌという「民族」はすでに存在しない。
- ②和人との混血が進み、「純粋なアイヌ」は存在しない。 したがってアイヌ民族は存在しない。
- ③アイヌの言語や文化は地方によって異なり、ばらば らなのでアイヌという「一民族集団」は存在しない。

•利権/特権を得ている

④にもかかわらず、民族文化振興のための予算を不正 に取得している

参考文献 金明秀 (2018) 『レイシャルハラスメントQ&A』



札幌市ホームページから引用

アイヌヘイトに反対しているクラックスノース作成資料より

2007年に「先住民族の権利に関する国連宣言」が国連総会で採択 されると、日本でもアイヌ政策の見直しが課題となり、権利回復を求め るアイヌ民族の声と期待が高まりました。

一方でその反動として、「純粋なアイヌはいない」「アイヌ民族は存在しない」と主張してアイヌ民族の民族性を否定し、「アイヌ施策はアイヌに対する利権・特権」と罵倒するヘイトスピーチ、人権侵害が繰り返されます。アイヌ施策推進法第4条にはアイヌ差別禁止条項がありますが実効性がなく、日本政府は基本的にアイヌヘイトを容認、放置しています。そうした行政の不作為は正されなければなりません。



その他の被差別属性と差別的な意味で関連づける

杉田水脈公式ブログ

国連の会議室では小汚い格好に加え、チマチョゴリやアイヌの民族衣装のコ スプレおばさんまで登場。完全に品格に問題があります。そんな中、唯一見 たことのある方を発見しました。糸数度子参議が課員です。確か今は国会会 議中もはず。不思慮に思って名刺交換をして少しお話を伺いました。その ことは今度詳しく書くとして、国会銀河在特会なんかと写真に映ると大問題 になるのに(在特会のことは全く支持しませんが)、左翼活動家と写真に 映っても何の問題にもならないなんて、おかしな世の中です。左翼活動家の 方が暴力的で危険ですし、共産党員に公安の監視対象です。



杉田 水脈 ② @miosugita

事実誤認です。国連にそれぞれの国の民族衣装を着て参加することを言っているのではありません。日本のことを議論する日本のセッションにチマチョゴリやアイヌもどきの衣装を着た人がいた。と書いただけです。事実を書くとヘイトになるのでしょうか? twitter.com/karinoyad99/st...

このツイートはありません。

午後7:00 - 2016年6月25日 Twitter for iPhone



アイヌヘイトに反対しているクラックスノース作成資料より

2016年の国連女性差別撤廃委員会に参加したアイヌ民族や在日 コリアンなどのマイノリティー女性たちに対して、元国会議員(杉田 水脈氏)は「チマチョゴリやアイヌ民族衣装のコスプレおばさんまで 登場、完全に品格に問題があります。」などとブログに投稿しました。

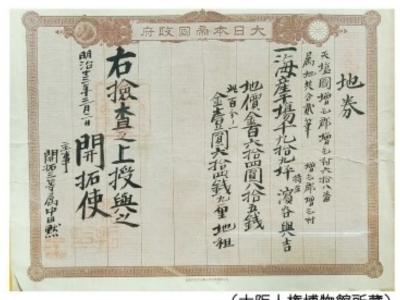
このヘイトスピーチに関して、札幌法務局、大阪法務局が「人権侵犯」 の認定を行いましたが、その認定後も同人は人権侵犯制度を批判し、 被害当事者に対するヘイトスピーチを繰り返しています。

日本には差別を禁止する法律もなく、人権侵犯を救済する機関もありません。当事者が訴訟するしか、人権救済の手段がありません。政府から独立性のある国内人権機関の設置、包括的反差別法の制定は喫緊の課題です。

◇国内人権機関の設置、包括的反差別法制定を!







(大阪人権博物館所蔵)

明治政府は、アイヌモシリの国境内植民地化を進めるために、「北 海道土地売貸規則・地所規則 | (1872年)を制定して土地の私有 制度を導入し、アイヌ民族の土地を奪って和人の移住者に与えました。 このことは、アイヌの宗教観・世界観であらゆるものにカムイが宿り 、それを人間に与えてくれているという思想を否定して同化を強制す るものでした。その後も、「北海道地券発行条例」 (1877年)を 発布して、アイヌ民族の土地を官有地第3種に編入して(国有化)、 宅地まで奪い、アイヌを未開地に強制移住させました。

とりわけ、1886年に北海道庁が始めた「殖民地撰定事業」では 30年間で約190万人の和人が移住しました。(当時のアイヌ民族 約2万人) そうした中で、アイヌ民族は「土地も森も海もうばわれ、 鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和 人移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ 民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。 | (「アイヌ民 族に関する法律案」1986年北海道ウタリ協会)という状況に置か れました。

◇強制移住୯アイヌ民族





大阪の住吉大社の石燈籠は630を超えますが、その奉献者は大阪 廻船問屋を中心に北陸の廻船から北前船に関わる多くの商人たちから 寄進されています。

近世の日本では、経済の大動脈は海運であり、蝦夷地との交易が中核で、蝦夷地と大坂を結んだ北前船は「動く総合商社」と評されています。

その主力商品は、蝦夷地の鰊粕(魚肥)であり、北前船によって西回り航路(蝦夷地→日本海→瀬戸内海→大坂)で運ばれました。鯡粕は大坂、兵庫での綿花栽培や徳島の藍栽培の肥料として使用されました。

その結果、加賀の橋立の北前船船主は「日本一の富裕村」と呼ばれ、後にその富で北陸の諸銀行、日本海上保険会社、大阪ガス等の企業経営が行われました。また、大坂は「天下の台所」と呼ばれましたが、その大きな基盤に北前船による蝦夷地交易がありました。しかし、この鰊粕の生産は、場所請負制度のもとで虐待や強制労働を強いられたアイヌ民族らが担いましたが、北海道の日本海側の西蝦夷地で行われ、どんどん北上しました。その結果、日本海側のアイヌコタン(集落)は壊滅しました。

◇場所請負制度୯北前船







(クーチンコロ顕彰碑・北海道高須町)

明治政府は和人の移住政策を最優先ですすめ、都市化すると和人と 軋轢が生じるアイヌ民族を荒れ地、未開地に強制移住させて隔離・排除 しました。

都市の中にコタン(集落)が残った唯一の例外は旭川です。これは、 石狩アイヌが石狩川河口に強制移住(労働)させられようとした時に、 クーチンコロがリーダーとして強制移住を阻んだように、アイヌ民族 の強い団結と抵抗の伝統がありました。

1894年に点在していた旭川のアイヌ民族は、近文の給与予定地に第7師団が設置されると、1901年から政商、北海道庁、旭川市などがその給与予定地を奪うことをもくろみ、北海道旧土人保護法で下付されるべき給与地も下付されず、強制移住が図られました。

そうした中で、旭川アイヌによる30年間、第3次にわたる近文土地 闘争が展開され、特高警察の監視・干渉もはねのけて上京闘争も行われ、 水平社宣言を契機にアイヌ解放をめざす解平社も組織されました。 その結果、旧土人保護法の5分の1の広さですが、1934年には旭川 市旧土人保護地処分法を制定させ、画期的な成果をかちとりました。

◇近文給与地闘争、アイヌ解放運動